

第3期上山市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
上山市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 こどもと家庭を取り巻く状況	7
1 人口の状況	9
2 世帯の状況	11
3 出生の状況	13
4 女性の労働力率の状況	15
5 市民ニーズ調査結果の抜粋	16
6 第2期計画の振り返り	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本方針	23
2 施策体系	24
第4章 施策の展開	25
1 教育・保育提供区域の設定	27
2 教育・保育サービスの充実	28
3 地域における子育て支援サービスの充実	40
第5章 計画の推進に向けて	59
1 計画の推進体制	61
2 計画の進捗管理	62
資料編	63
1 計画策定の経過	65
2 上山市子ども・子育て会議 委員名簿	66
3 策定委員会 委員名簿	67

※「こども」と「子ども」、「子供」の表記については「こども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文等に関連する文章、団体名等の固有名詞等については、元の表記を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下とそれに伴う少子化の急速な進行、核家族化や共働き世帯の増加等、家族や地域、就労等の子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

こうした状況へ対応し、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築に向けて、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。また、「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

その後、令和5年4月1日に子ども家庭庁が発足し、令和5年12月22日には「子ども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々な子ども施策を推進していくこととされています。

本市では令和2年3月に「かみのやま子育て応援プラン」に含まれる形で「第2期上山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画という。）を策定し、「結婚や妊娠の希望がかない、子どもたちが健やかに生まれ 子育ての喜びを感じられるまち かみのやま」を基本理念として掲げ、地域全体で結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行い、誰もが結婚や妊娠の希望をかなえ、安心して子どもを産み育て、すべての親子が健やかに成長できるまちを目指し様々な取組を実施してきました。

この度、第2期計画の計画期間が終了することから、家庭や地域を始めとした子どもや子育てに関わる多様な主体との連携に基づき、子どもが愛情に包まれて心身ともに健やかに育つ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、本市の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として「第3期上山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も持ち合わせた計画です。

また、上山市こども計画を上位計画とし、こども基本法及びこども大綱の考え方も踏まえた計画です。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

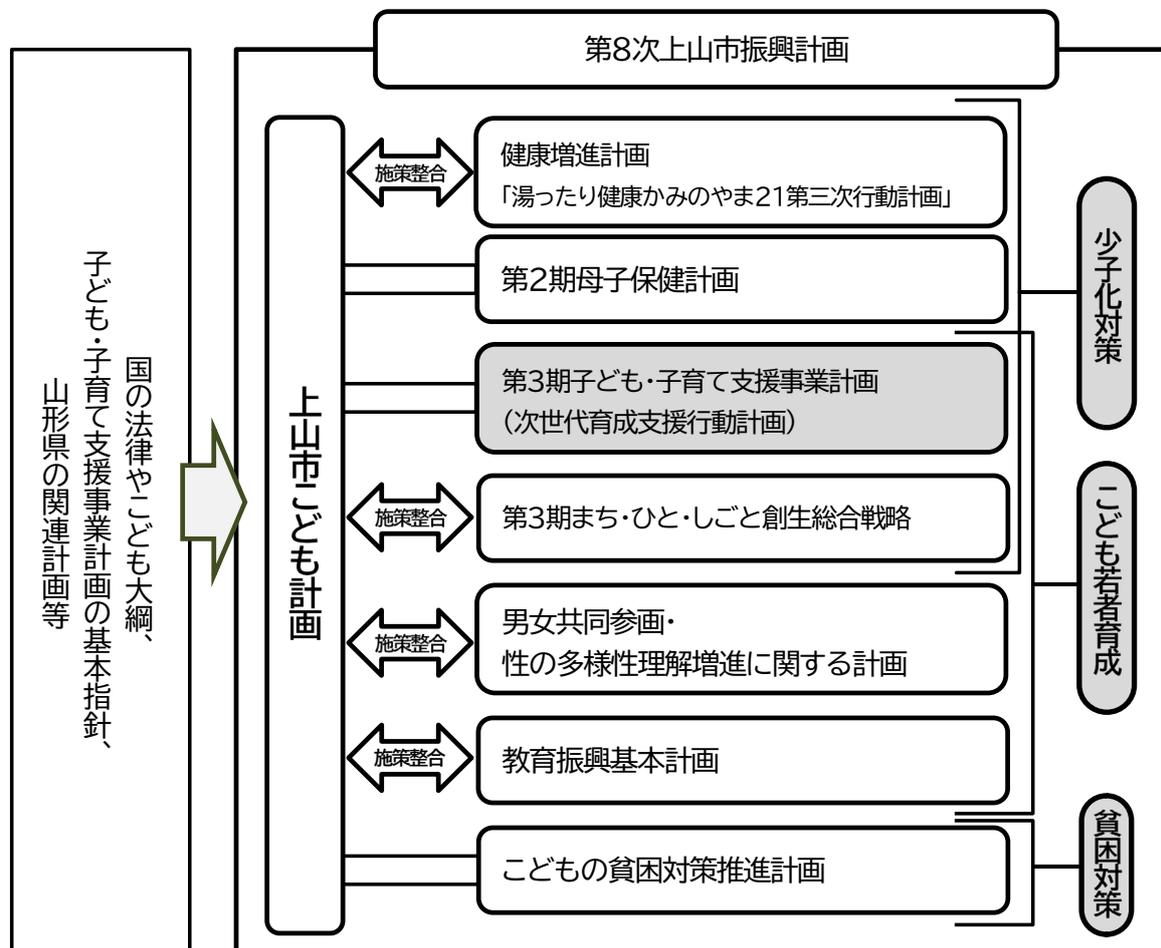
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3 計画の期間

本計画は5年を1期とし、令和7年度から令和11年度を計画期間として策定します。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期上山市子ども・子育て支援事業計画					次期計画
			見直し			

4 計画の策定体制

4-1 市民ニーズ調査

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズや意見を把握するため、市内在住の就学前児童及び小学生児童の保護者の方々を対象として、市民ニーズ調査を実施しました。

	内容
調査対象	市内在住の就学前児童保護者、 市内在住の小学生児童保護者
調査方法	インターネット調査
調査期間	令和6年8～9月
配布数	就学前児童保護者:743票 小学生児童保護者:1,023票
回収数 (有効回収率)	就学前児童保護者:413票(55.6%) 小学生児童保護者:429票(41.9%)

4-2 上山市子ども・子育て会議による審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくため、子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する各種団体の関係者、学識経験者等で構成する「上山市子ども・子育て会議」において計画の内容について審議しました。

4-3 パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民の意見を広く取り入れるため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

第2章 こどもと家庭を取り巻く状況

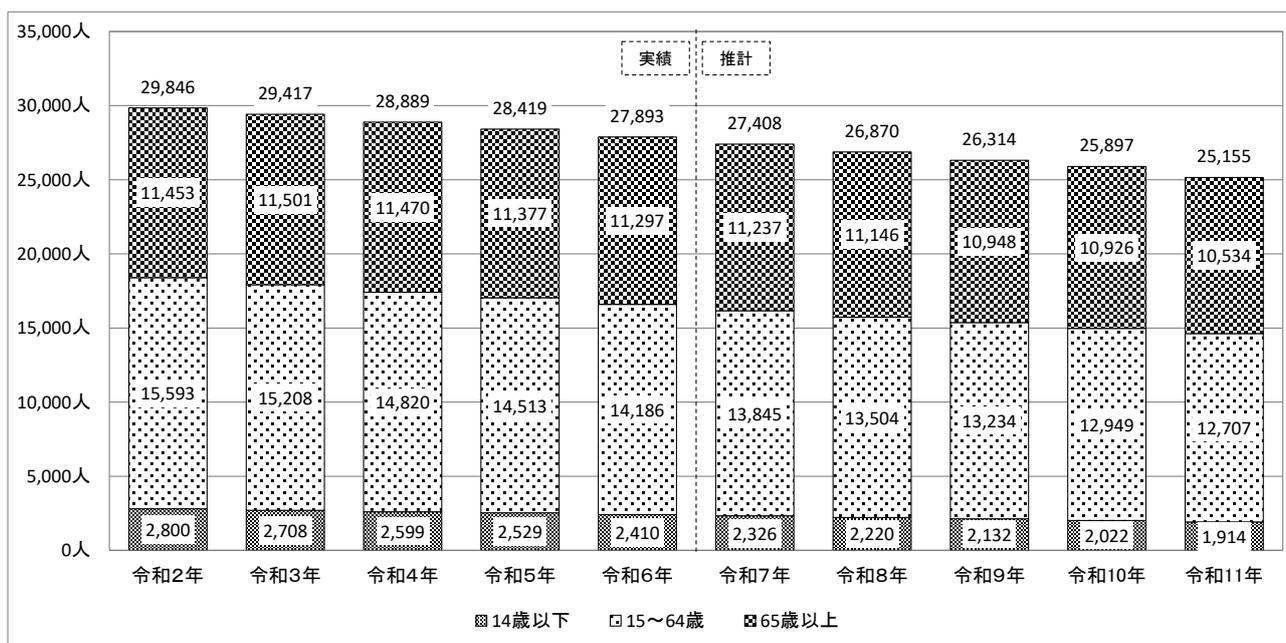
1 人口の状況

総人口の推移をみると、近年は減少傾向で推移しており、令和6年は27,893人となっています。今後も減少し続けると見込まれており、令和11年には25,155人になると予想されています。また、年齢3区分別の人口推移をみると、どの区分においても減少しており、今後もこの傾向が続くと見込まれています。

年齢3区分別の人口構成割合の推移をみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向で推移しており、今後もゆるやかな減少が続くと見込まれています。一方、「65歳以上」は増加傾向で推移しており、今後も引き続き増加していくと見込まれています。また、令和11年は「15～64歳」が増加に転じている一方、「65歳以上」は減少に転じています。

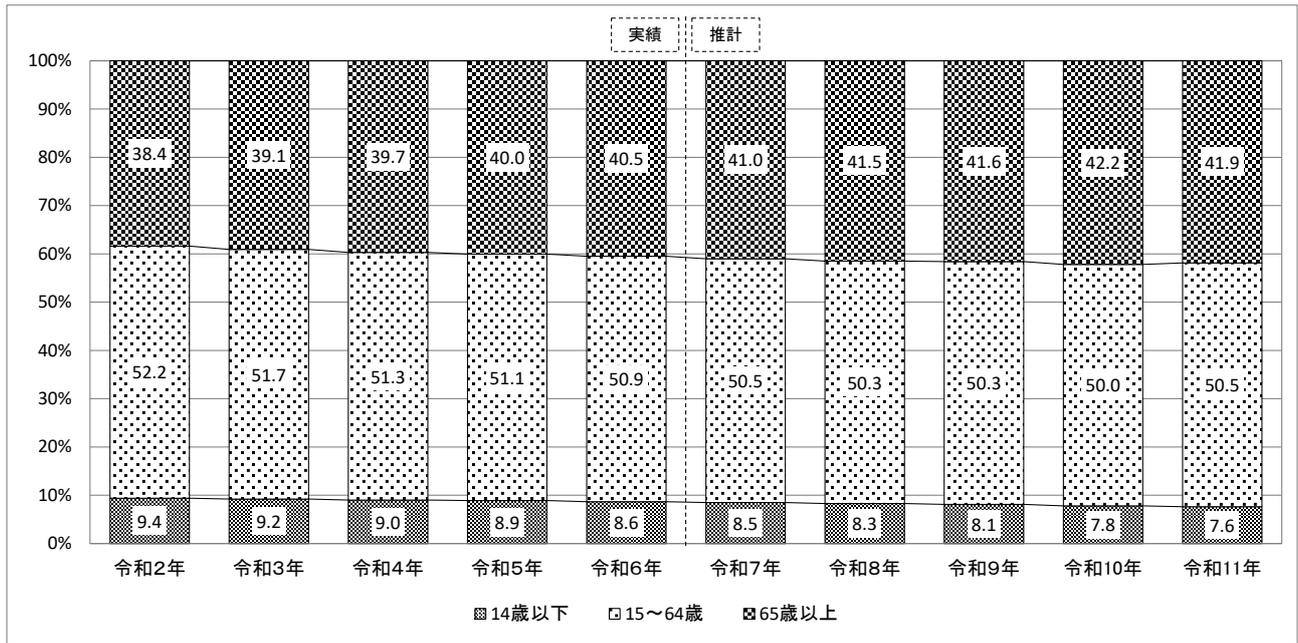
0～5歳の人口も総数は減少しており、今後も減少傾向で推移すると見込まれています。

■ 年齢3区分別の人口の推移

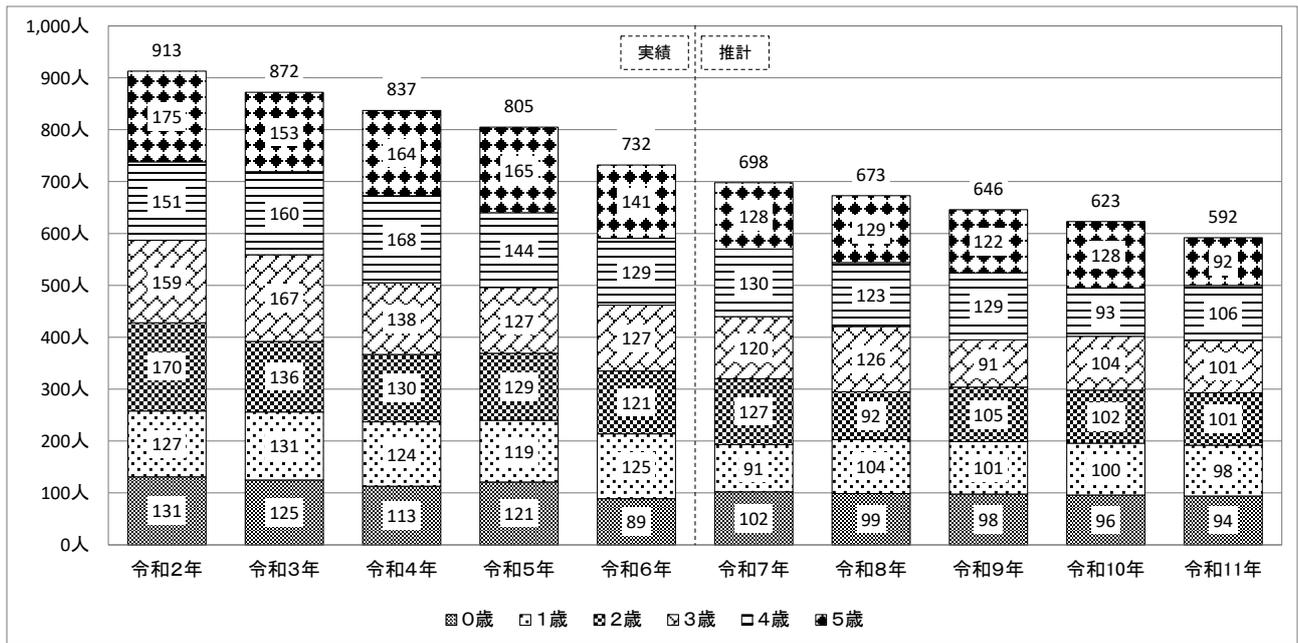


※令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

■年齢3区分別の人口構成割合の推移



■0～5歳の人口の推移



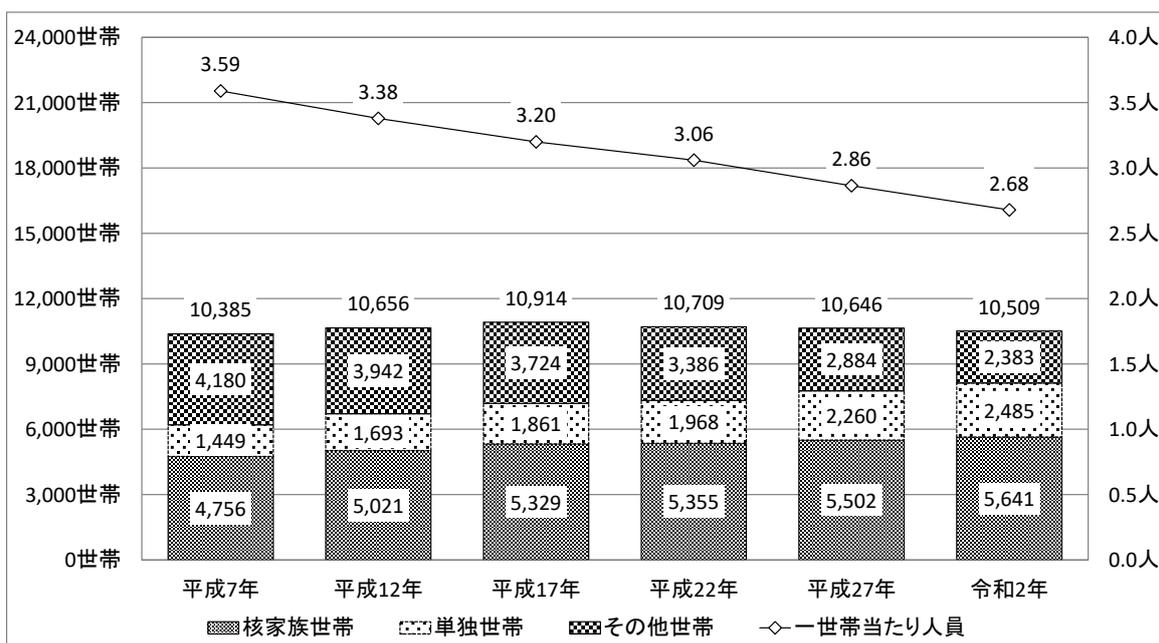
※上記2つのグラフは令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

2 世帯の状況

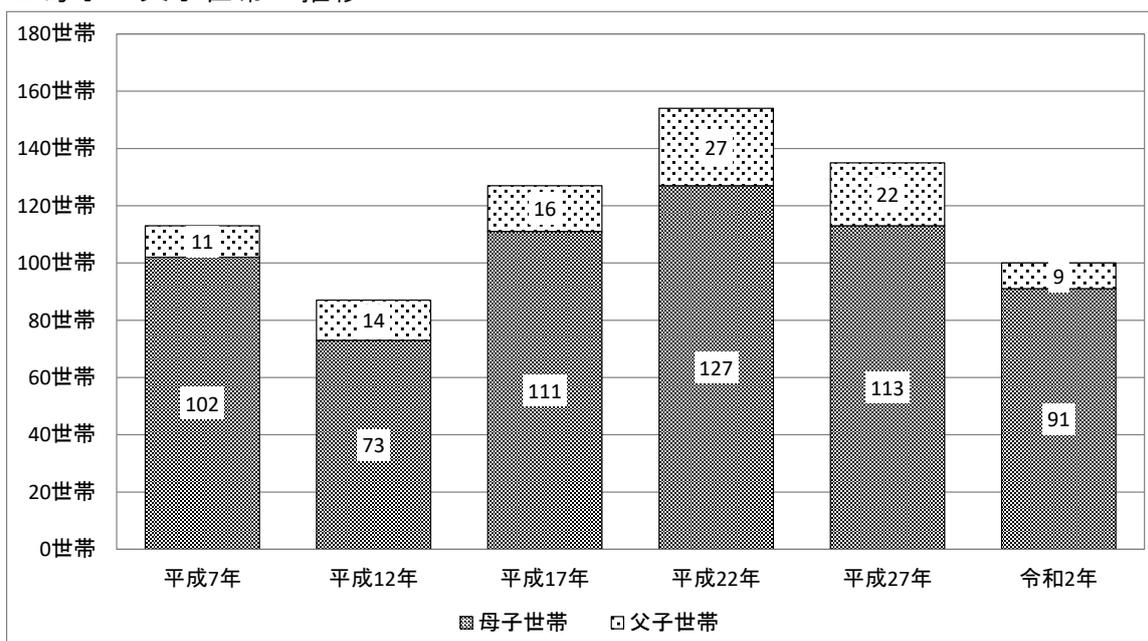
一般世帯の推移をみると、平成17年をピークとしてゆるやかな減少傾向となっており、令和2年は10,509世帯となっています。世帯構成をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」は増加傾向で推移しています。また、一世帯当たり人員は減少し続けており、令和2年は2.68人となっています。

母子・父子世帯の推移をみると、増減しつつ推移しており、近年は減少傾向となっています。令和2年は「母子世帯」が91世帯、「父子世帯」が9世帯となっています。

■ 一般世帯と世帯構成の推移



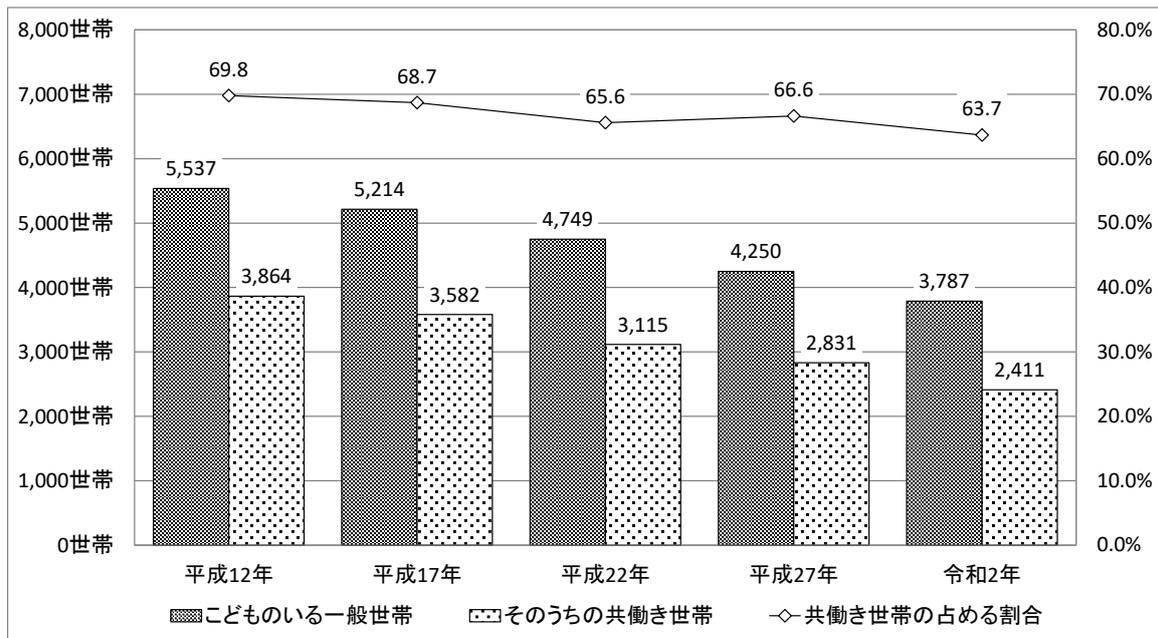
■ 母子・父子世帯の推移



※上記2つのグラフは国勢調査より

こどものいる一般世帯とそのうちの共働き世帯の推移をみると、どちらも減少傾向で推移しており、令和2年は「こどものいる一般世帯」は3,787世帯、「そのうちの共働き世帯」は2,411世帯となっています。どちらの世帯数も減少していることから、「共働き世帯の占める割合」は増減しつつゆるやかに減少しており、令和2年は63.7%となっています。

■ こどものいる一般世帯とそのうちの共働き世帯



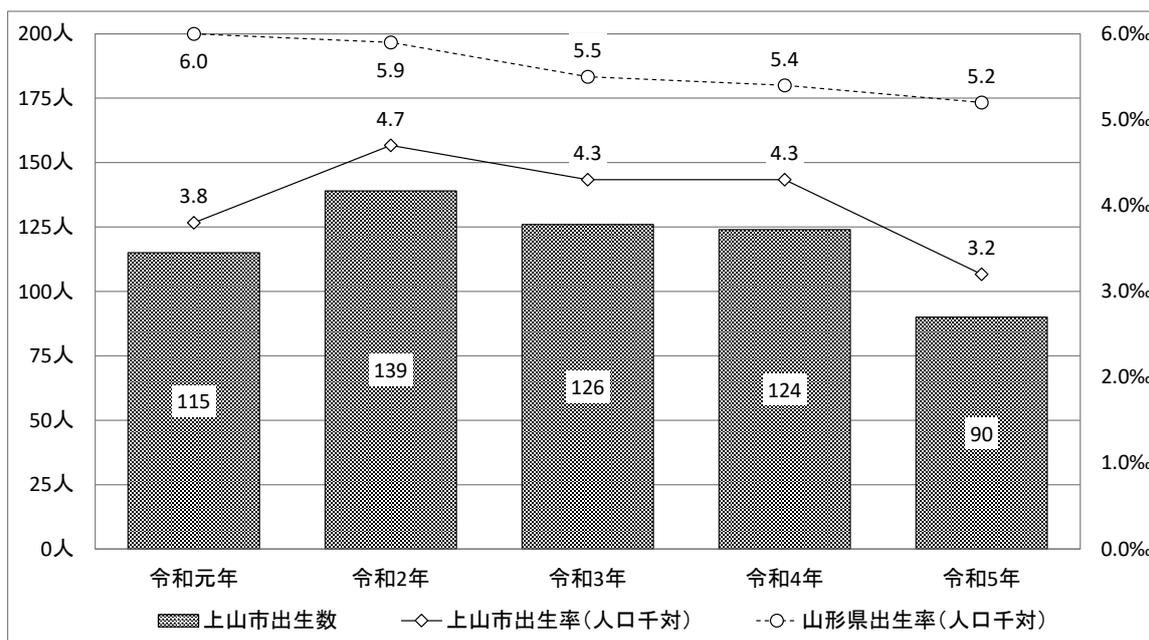
※国勢調査より

3 出生の状況

3-1 出生数の推移

出生数の推移をみると、令和2年をピークとして減少傾向となっており、令和5年は出生数が90人、出生率（人口千対）は3.2‰となっています。また、出生率は山形県出生率（人口千対）を下回る水準で推移しています。

■ 出生数の推移

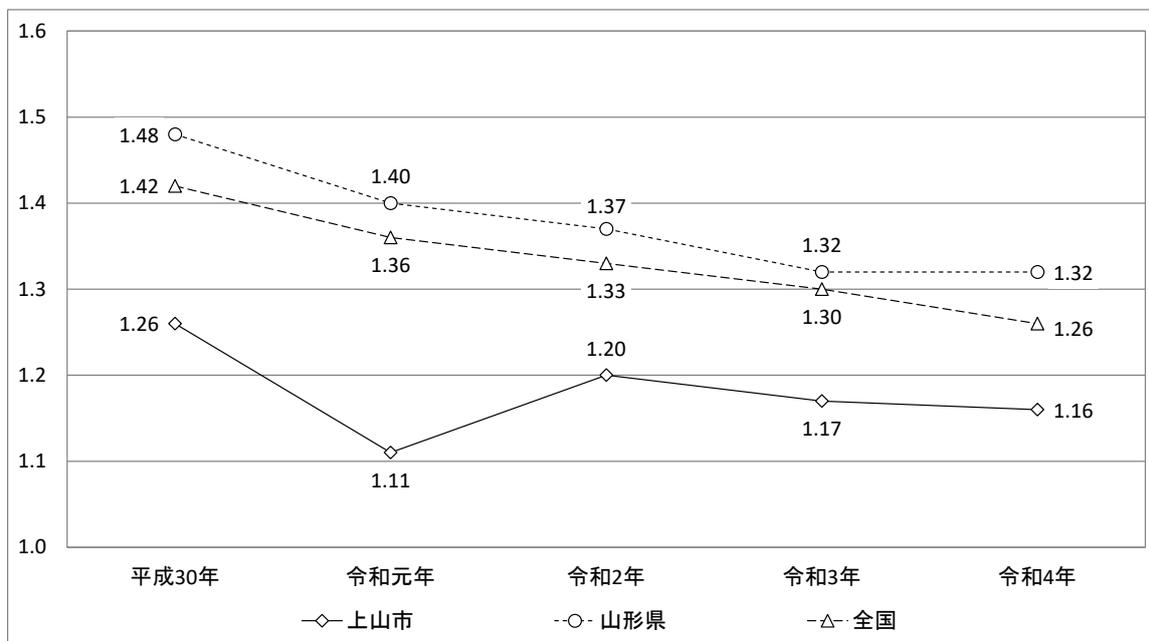


※「山形県の人口と世帯数－山形県社会的移動人口調査結果報告書－」より

3-2 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、増減しつつも減少傾向で推移しており、令和4年は1.16となっています。また、山形県と全国を下回る水準での推移となっています。

■合計特殊出生率の推移



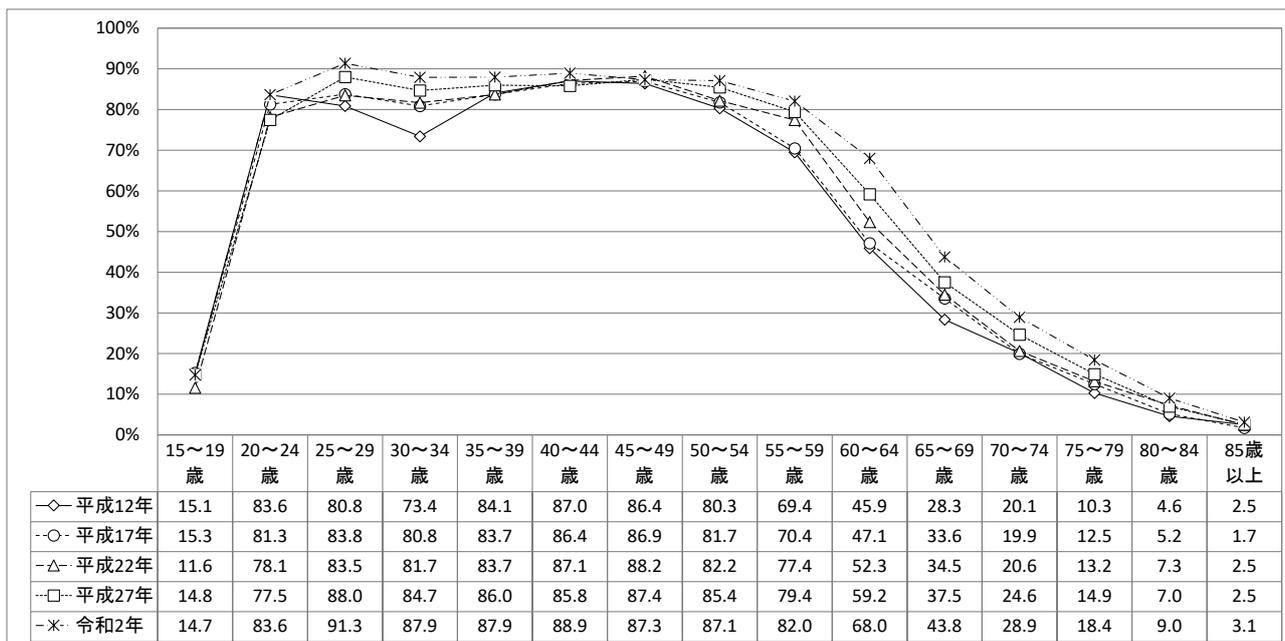
※山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集(令和6年1月)より

4 女性の労働力率の状況

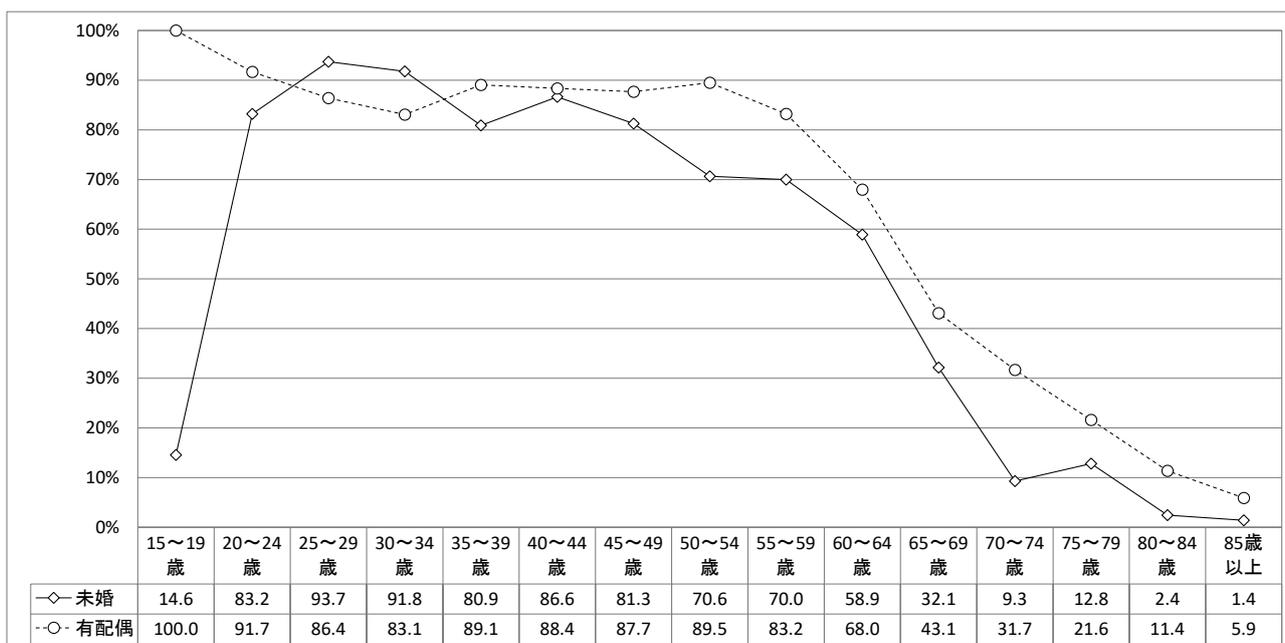
女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、年々女性の労働力率は上昇しており、特に「25～29歳」から「30～34歳」の労働力率の増加が目立っています。

令和2年の女性の未婚・有配偶別の労働力率をみると、「25～29歳」と「30～34歳」を除いて“未婚”よりも“有配偶”の労働力率が高くなっています。

■女性の5歳階級別労働力率の推移



■女性の未婚・有配偶別の労働力率（令和2年）



※上記2つのグラフは国勢調査より(平成22年以降は労働力状態「不詳」を除く)

5 市民ニーズ調査結果の抜粋

5-1 ニーズ調査の概要

	就学前児童保護者	小学生児童保護者
調査対象	市内在住の 就学前児童保護者	市内在住の 小学生児童保護者
調査方法	インターネット調査	
調査期間	令和6年8～9月	
配布数	743 票	1,023 票
回収数(有効回収率)	413 票(55.6%)	429 票(41.9%)

5-2 ニーズ調査結果の抜粋

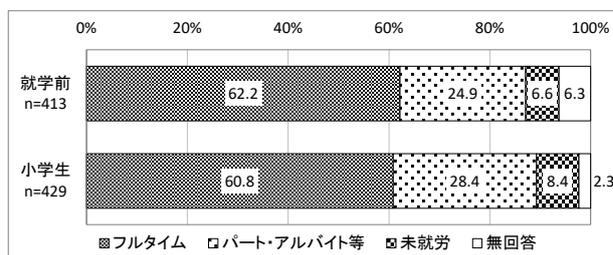
(1) 母親の就労状況等について

母親の就労状況をみると、就学前児童保護者（以下、「就学前」という。）と小学生児童保護者（以下、「小学生」という。）ともに「フルタイム」が6割強、「パート・アルバイト等」が2割台半ばとなっており、就労している母親は9割近くを占めています。

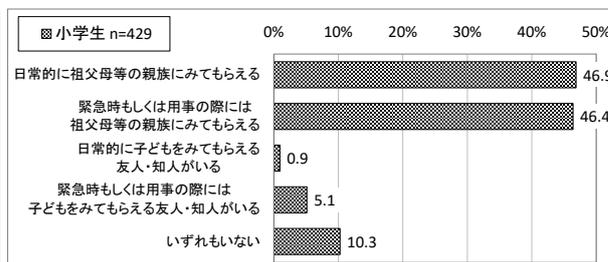
一方、子どもをみてもらえる親族・知人をみると、日常的または緊急時に祖父母等の親族に子どもをみてもらえるという人がそれぞれ4割台半ばとなっており、「いずれもない」という人は約1割となっています。

就労している母親が多くなっていますが、祖父母等に子どもをみてもらえる人が少ない状況です。その一方で、子どもをみてもらえる人がいないという人も約1割いるため、適切に支援策が利用されるよう情報提供等に努めることが大切です。

【母親の就労状況(一部合算)】



【子どもをみてもらえる親族・知人(抜粋)】



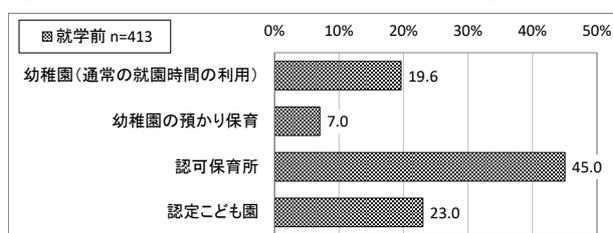
(2)教育・保育事業の定期的な利用について

平日の教育・保育事業の定期的な利用状況をみると、「認可保育所」が4割台半ば、「認定こども園」と「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が2割前後、「幼稚園の預かり保育」が1割弱となっています。

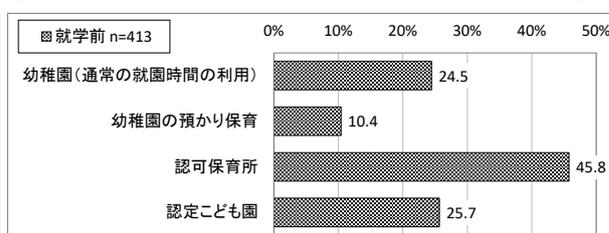
また、平日の今後の定期的な利用希望をみると、「認可保育所」が4割台半ば、「認定こども園」と「幼稚園（通常の就園時間の利用）」がそれぞれ2割台半ば、「幼稚園の預かり保育」が約1割となっています。

平日に教育・保育事業を定期的に利用している人が9割程度となっており、今後の利用希望についても幼稚園の利用希望がやや多い以外は、おおむね利用状況と同じ傾向となっていることから、今後も引き続き、適切な提供体制を確保していくことが求められます。

【平日の定期的な利用状況(抜粋)】



【平日の今後の定期的な利用希望(抜粋)】



(3)小学校の放課後の過ごし方について

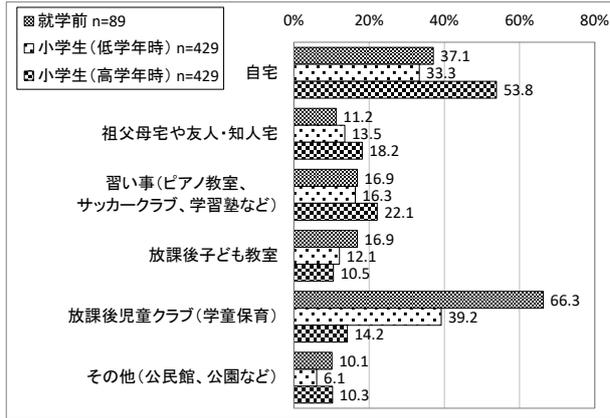
小学校の平日の放課後の過ごし方の希望をみると、就学前は「放課後児童クラブ（学童保育）」が6割台半ば、「自宅」が3割台半ばとなっています。小学生では、低学年時は「放課後児童クラブ（学童保育）」が4割弱、「自宅」が3割台半ば、高学年時は「自宅」が5割台半ば、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が2割強となっています。

また、小学生の放課後児童クラブの土日等の利用希望をみると、低学年時と高学年時ともに、「長期の休暇期間中」は7割前後、「土曜日」は2割台半ばとなっており、「日曜・祝日」は1割以下となっています。

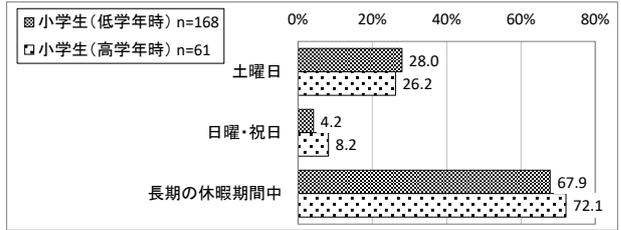
さらに、放課後の過ごし方であったら良い活動をみると、「宿題を含む学習支援（英語など）」が8割台半ば、「スポーツ活動」が6割台半ば、「文化活動（書道、工作など）」が5割強となっています。

放課後の過ごし方の希望では、自宅と放課後児童クラブの希望が比較的多くなっています。また、放課後児童クラブの希望は、年齢が高くなるにつれて少なくなる傾向がみられました。一方、長期の休暇期間中の利用は多くの人が希望しており、土曜日と比較的多くなっています。こうした利用希望や保護者の就労状況を踏まえ、放課後児童クラブの実施場所や提供体制を整備することで、こどもの健全育成及び保護者の就労支援につなげていくことが重要です。加えて、学習支援やスポーツ活動、文化活動等を求める意見もあるため、子どもたちの多様な遊びや学び、体験等の機会をつくることも大切です。

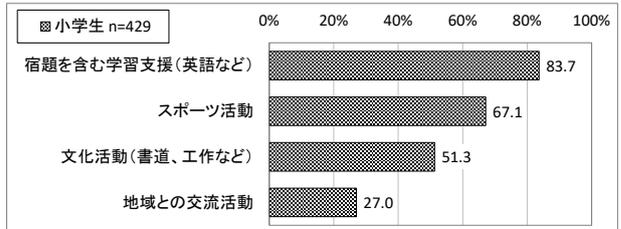
【平日の放課後の過ごし方の希望(抜粋)】



【放課後児童クラブの土曜日等の利用希望(抜粋)】



【放課後の過ごし方であつたら良い活動(抜粋)】



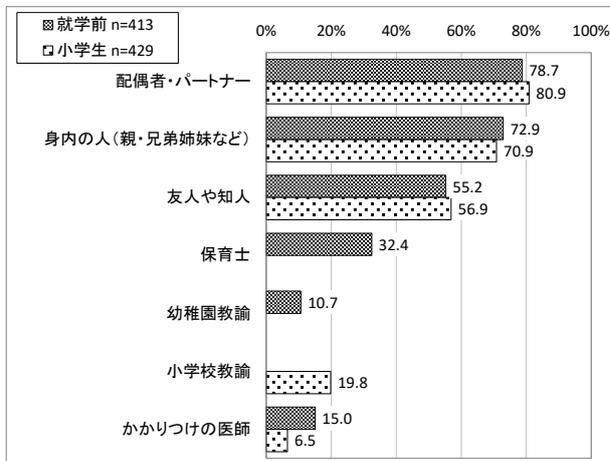
(4)子育ての相談相手や望ましい子育て支援策

子育て等について気軽に相談できる相手を見ると、就学前と小学生ともに「配偶者・パートナー」が8割前後、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」が7割強、「友人や知人」が5割台半ばとなっています。また、就学前では「保育士」が3割強、小学生では「小学校教諭」が2割弱となっています。

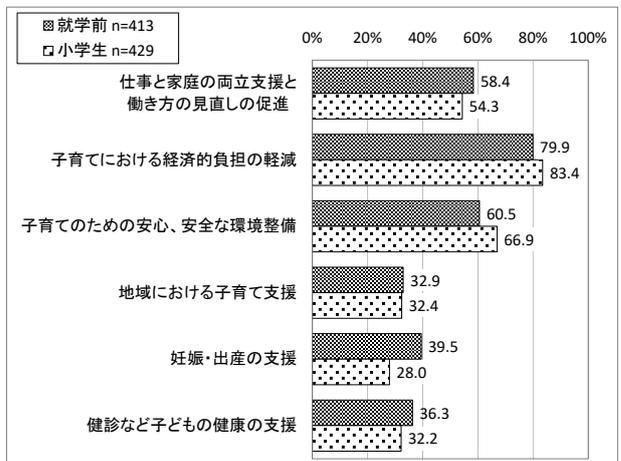
望ましい子育て支援施策を見ると、就学前と小学生ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が8割前後、「子育てのための安心、安全な環境整備」が6割台、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が5割台半ばとなっています。

子育て等について気軽に相談できる相手は親族や友人等の近い人が主となっていることから、今後に向けて、公的な相談窓口等で気軽に相談できる体制を構築していくことが必要です。また、経済的負担の軽減や安心・安全な環境整備、仕事と子育ての両立支援等を求める意見が多くあげられているため、市民の要望に応えられる取組の充実を図ることも重要です。

【気軽に相談できる相手(抜粋)】



【望ましい子育て支援施策(抜粋)】



※「保育士」と「幼稚園教諭」は就学前のみ、「小学校教諭」は小学生のみ

(5) 上山市の子育て環境の評価

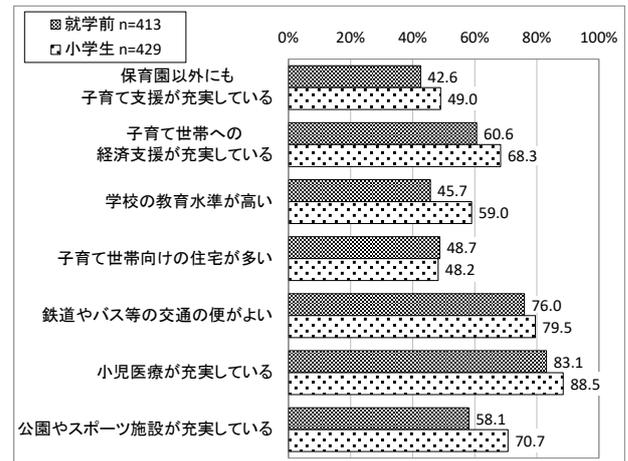
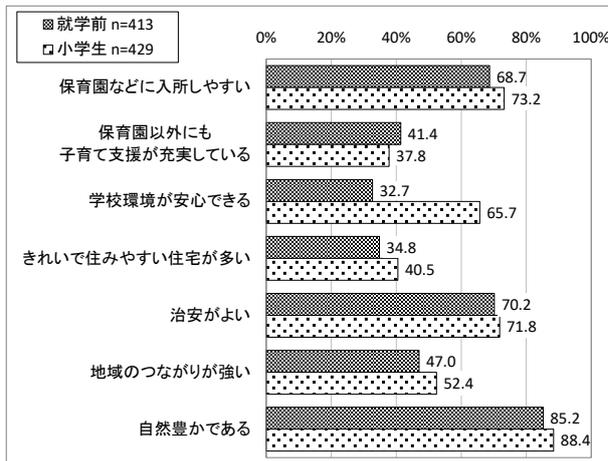
上山市の子育て環境について、肯定的評価（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）をみると、就学前と小学生はおおむね似た傾向を示しており、「自然豊かである」が8割台半ば、「保育園などに入所しやすい」と「治安がよい」が7割前後となっています。一方、否定的評価（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）をみると、就学前と小学生ともに「小児医療が充実している」が8割台半ば、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が7割台半ばから8割弱、「子育て世帯への経済支援が充実している」が6割台となっています。

上山市は「子育て環境が充実している」と思うかをみると、肯定的評価（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）は就学前と小学生ともに4割前後、否定的評価（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）は4割台半ばから5割台半ばとなっています。

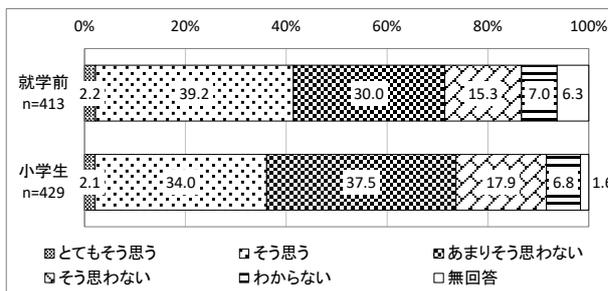
上山市の子育て環境については、自然豊かなことや治安が良いことが評価されており、保育園等への入園しやすさや小学生の学校環境が安心できること等も評価されています。それに対して、小児医療や交通の便、経済的な支援等については否定的な評価が多くなっていました。また、子育て環境の充実度についても肯定的評価よりも否定的な評価の割合が多くなっていました。

良い評価の取組は継続して充実を図るとともに、あまり良い評価が得られていない取組は改善と充実に向けていく等、子育て世帯のニーズを踏まえて、適切な取組を展開していくことが求められます。

【上山市の子育て環境(肯定的評価の上位抜粋)】 【上山市の子育て環境(否定的評価の上位抜粋)】



【上山市は「子育て環境が充実している」と思うか】



6 第2期計画の振り返り

出生数の減少と保育ニーズの増加により教育希望児童数が減少しており、保育施設においては保育ニーズに見合った定員数の調整を行いました。また、待機児童の発生はありませんでした。

放課後児童クラブにおいては、現時点において待機児童は発生していないものの、働く女性の増加等により利用ニーズが高まっています。

今後も引き続き、利用ニーズを見極めつつ適切なサービス提供体制を確保するとともに、保護者の就労環境の多様性等に対応した質の高い教育・保育サービス環境の整備を図ることが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

本計画は上山市こども計画を上位計画とする、本市の子ども・子育て支援及び次世代育成支援に関する計画です。

本計画は、こども基本法及びこども大綱の考え方である「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である『こどもまんなか社会』の実現」を目指すとともに、関連計画と連携して、地域全体で子育て支援を行い、誰もが安心してこどもを産み育て、すべての親子が健やかに成長できるまちを目指します。

そのため、基本方針は第2期上山市母子保健計画と同様に次のとおりとします。

すべてのこどもたちが健やかに生まれ

子育ての喜びを感じられる環境づくり

2 施策体系

1 教育・保育提供区域の設定

2 教育・保育サービスの充実

- 2-1 教育・保育施設の現状
- 2-2 教育施設(認定こども園[幼稚園枠])
- 2-3 保育施設(保育園、認定こども園[保育園枠])
- 2-4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

3 地域における子育て支援サービスの充実

- 3-1 地域子育て支援拠点事業【「めんごりあ」0～2歳児の利用】
- 3-2 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 3-3 ファミリー・サポート・センター事業
- 3-4 一時預かり事業
- 3-5 時間外保育(延長保育)事業
- 3-6 病児保育事業
- 3-7 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 3-8 利用者支援事業(第2期上山市母子保健計画より)
- 3-9 乳児家庭全戸訪問事業(第2期上山市母子保健計画より)
- 3-10 養育支援訪問事業(第2期上山市母子保健計画より)
- 3-11 妊婦健康診査(第2期上山市母子保健計画より)
- 3-12 妊婦等包括相談支援事業(第2期上山市母子保健計画より)
- 3-13 産後ケア事業(第2期上山市母子保健計画より)
- 3-14 子育て世帯訪問支援事業
- 3-15 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 3-16 実費徴収に伴う補足給付事業
- 3-17 その他の施策

第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

なお、教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

- (1) 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- (2) 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、または事業ごとに設定することができる。

本市では、教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の利用については、自宅に近いということだけではなく、各施設の教育・保育方針等により選択する保護者も多いことから、自宅近辺に関わらず、様々な地区からこどもが通園している現状になっています。

教育・保育提供区域の設定にあたって、区域を複数に分けることは、現状の利用実態と異なることになることから、第2期計画同様、上山市全域を一つの教育・保育提供区域として定めます。

教育・保育提供区域は全市で一つの区域

2 教育・保育サービスの充実

2-1 教育・保育施設の現状

市内には、認定こども園2施設、私立保育園2施設、公立保育園2施設、合計で6つの教育・保育施設があります。入所の状況をみると、入所定員610人に対し、入所者数は503人で、入所率は82.5%となっています。

■市内教育・保育施設の状況

施設区分	施設数	定員		入所者数	入所率	対象児童年齢
認定こども園	2施設	幼稚園枠	60人	25人	41.7%	3～5歳
		保育園枠	140人	133人	95.0%	
私立保育園	2施設	保育園枠	170人	171人	100.6%	0～5歳
公立保育園	2施設	保育園枠	240人	174人	72.5%	
合計	6施設	幼稚園枠	60人	25人	41.7%	市外施設入所者数33人
		保育園枠	550人	478人	86.9%	市外施設入所者数14人
		合計	610人	503人	82.5%	市外施設入所者を含めた場合90.2%

※令和6年4月1日時点

■年齢別入所状況

施設区分	施設数	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認定こども園	2施設	幼稚園枠				10人	5人	10人	25人
		保育園枠	1人	26人	30人	20人	32人	24人	133人
私立保育園	2施設	保育園枠	10人	35人	31人	33人	28人	34人	171人
公立保育園	2施設	保育園枠	5人	24人	27人	30人	42人	46人	174人
合計(A)			16人	85人	88人	93人	107人	114人	503人
児童人口(B)			89人	125人	121人	127人	129人	141人	732人
入所率(A/B)			18.0%	68.0%	72.7%	73.2%	82.9%	80.9%	68.7%
			56.4%			79.1%			

※令和6年4月1日時点

就学前児童のうち、3歳以上児（3～5歳児）は79.1%が入所していますが、3歳未満児（0～2歳児）の入所率は56.4%となっています。

近年の傾向をみると、児童数の減少が続いており、施設区分における保育園枠の減少が顕著になっている一方で、3歳未満児については入所率が高くなる傾向があります。

■年齢別入所者数の推移

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減
0歳	27人	25人	38人	27人	16人	▲11人
1歳	85人	91人	79人	80人	85人	0人
2歳	116人	97人	99人	84人	88人	▲28人
3歳	136人	135人	110人	103人	93人	▲43人
4歳	124人	139人	140人	114人	107人	▲17人
5歳	147人	126人	143人	137人	114人	▲33人
合計	635人	613人	609人	545人	503人	▲132人

※各年度4月1日時点、市外受託児童は除く。「増減」は令和6年度から令和2年度の値を減算したもの

■施設区分別入所者数の推移

施設区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減
幼稚園枠	60人	58人	54人	26人	25人	▲35人
保育園枠	575人	555人	555人	519人	478人	▲97人
合計	635人	613人	609人	545人	503人	▲132人

※各年度4月1日時点、市外受託児童は除く。「増減」は令和6年度から令和2年度の値を減算したもの

2-2 教育施設(認定こども園[幼稚園枠])

●現状

現在、市内には幼保連携型認定こども園が2施設あり、いずれも学校法人が設置・運営しています。各法人の教育理念に基づき、就学前の児童を対象とした特色ある学校教育が行われており、幼児教育施設として、本市において重要な役割を担っています。

「満3歳児」の受け入れや、朝夕の通常の保育時間以外の時間帯及び長期休暇期間中の「預かり保育」について一定数のニーズが継続してあり、仕事と育児の両立支援の面でも大きな役割を担っています。その一方で、入所者数は、少子化の影響等により全体的に減少傾向にあります。

また、令和7年4月より、上山あい保育園が新たに幼保連携型認定こども園に移行します。

■認定こども園（幼稚園枠3～5歳児）の状況

施設区分	施設名	設置運営者	定員	入所者数	入所率
認定こども園 (幼稚園枠)	かしのき幼稚園お日さま	学校法人 真和学園	25人	22人	88.0%
	上山幼稚園・アイキッズ	学校法人 亀井学園	35人	3人	8.6%
合計			60人	25人	41.7%

※令和6年4月1日時点、市外受託児童は除く

■認定こども園（幼稚園枠3～5歳児）の児童数の推移

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減
かしのき幼稚園お日さま	47人	42人	40人	20人	22人	▲25人
上山幼稚園・アイキッズ	13人	16人	14人	6人	3人	▲10人
合計	60人	58人	54人	26人	25人	▲35人

※各年度4月1日時点、市外受託児童は除く。「増減」は令和6年度から令和2年度の値を減算したもの

■年齢別入所者数の推移（年度初め：A）

年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減
3歳	17人	21人	16人	10人	2人	▲15人
4歳	22人	18人	23人	19人	10人	▲12人
5歳	40人	21人	19人	25人	14人	▲26人
合計	79人	60人	58人	54人	26人	▲53人

※各年度4月1日時点、市外受託児童は除く。「増減」は令和5年度から令和元年度の値を減算したもの

■年齢別入所者数の推移（年度末：B）

年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減
3歳	30人	29人	23人	10人	10人	▲20人
4歳	22人	19人	24人	14人	10人	▲12人
5歳	41人	21人	21人	14人	13人	▲28人
合計	93人	69人	68人	38人	33人	▲60人

※各年度3月1日時点、市外受託児童は除く。「増減」は令和5年度から令和元年度の値を減算したものの

■年間増減（B－A）

年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳	13人	8人	7人	0人	8人
4歳	0人	1人	1人	▲5人	0人
5歳	1人	0人	2人	▲11人	▲1人
合計	14人	9人	10人	▲16人	7人

●課題

少子化の進行に伴い、対象児童数（3～5歳）は今後さらに減少することが予測されるため、幼保連携型認定こども園の特徴を活かした運営を行っていく必要があります。

●具体的取組

教育施設に対するニーズについては、市内の施設で対応可能と見込まれることから、質の高い幼児期の学校教育及び保育の一体的な提供を行い、幼保連携型認定こども園の特徴でもある集団活動・異年齢交流に大切なこども集団を保ち、小学校における教育との円滑な接続に配慮した運営を行っていきます。

●量の見込みと確保方策

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見 込 み	自市町村 の こ ど も	自市町村施設を 利用予定のこども	30人	29人	28人	26人	23人
		他市町村施設を 利用予定のこども	11人	11人	10人	9人	8人
		他市町村の確認を 受けない幼稚園	23人	23人	21人	20人	18人
	計 (A)		64人	63人	59人	55人	49人
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	自市町村の こどもの受入	37人	38人	33人	30人	30人
		他市町村施設 での受入	11人	11人	10人	9人	8人
	確認を受け ない幼稚園	他市町村施設 での受入	23人	23人	21人	20人	18人
	計 (B)		71人	72人	64人	59人	56人
供給と需要の差 (B - A)			7人	9人	5人	4人	7人

2-3 保育施設(保育園、認定こども園[保育園枠])

●現状

現在、保育施設は、私立認定こども園（保育園枠）2施設、私立保育園2施設、公立保育園2施設の合計6施設があります。認定こども園は学校法人、私立保育所は社会福祉法人、公立保育園は市が設置・運営しています。

すべての施設で0～5歳児の受け入れをしており、私立認定こども園及び私立保育園では午前7時30分～午後7時まで、公立保育園では午前7時15分～午後7時まで保育時間を設けています。

■認可保育施設（保育園枠0～5歳児）の状況

施設区分	施設名	設置運営者	定員	入所者数	入所率
認定こども園 (保育園枠)	かしのき幼稚園お日さま	学校法人 真和学園	70人	64人	91.4%
	上山幼稚園・アイキッズ	学校法人 亀井学園	70人	69人	98.6%
私立保育園	子供の城保育園	社会福祉法人 育子会	50人	49人	98.0%
	上山あい保育園	社会福祉法人 敬愛信の会	120人	122人	101.7%
公立保育園	みなみ保育園	上山市	120人	65人	54.2%
	しらさぎ保育園		120人	109人	90.8%
合計			550人	478人	86.9%

※令和6年4月1日時点

■年間増減（年度初め（令和5年4月1日時点））

施設区分	施設名	設置運営者	定員	入所者数	入所率
認定こども園 (保育園枠)	かしのき幼稚園お日さま	学校法人 真和学園	70人	69人	98.6%
	上山幼稚園・アイキッズ	学校法人 亀井学園	70人	71人	101.4%
私立保育園	子供の城保育園	社会福祉法人 育子会	60人	53人	88.3%
	上山あい保育園	社会福祉法人 敬愛信の会	120人	117人	97.5%
公立保育園	みなみ保育園	上山市	120人	79人	65.8%
	しらさぎ保育園		120人	130人	108.3%
合計			560人	519人	92.7%

■年間増減（年度末（令和6年3月1日時点））

施設区分	施設名	設置運営者	定員	入所者数	入所率
認定こども園 (保育園枠)	かしのき幼稚園お日さま	学校法人 真和学園	70人	77人	110.0%
	上山幼稚園・アイキッズ	学校法人 亀井学園	70人	79人	112.9%
私立保育園	子供の城保育園	社会福祉法人 育子会	60人	57人	95.0%
	上山あい保育園	社会福祉法人 敬愛信の会	120人	129人	107.5%
公立保育園	みなみ保育園	上山市	120人	86人	71.7%
	しらさぎ保育園		120人	131人	109.2%
合計			560人	559人	99.8%

●課題

- ①今後の出生数や保育に対するニーズ量の変化を適切に判断し、適切な規模での集団保育の実施や受け入れに係る施設の在り方について検討していく必要があります。
- ②市外に勤務している保護者の通勤時間等を考慮し、開園時間の繰り上げについて検討していく必要があります。

■年齢別入所者数の推移（年度初め：A）

年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減
0歳	32人	27人	25人	38人	27人	▲5人
1歳	101人	85人	91人	79人	80人	▲21人
2歳	111人	116人	97人	99人	84人	▲27人
3歳	103人	115人	119人	100人	101人	▲2人
4歳	126人	106人	116人	121人	104人	▲22人
5歳	131人	126人	107人	118人	123人	▲8人
合計	604人	575人	555人	555人	519人	▲85人
待機児童	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※各年度4月1日時点、市外受託児童は除く。「増減」は令和5年度から令和元年度の値を減算したもの

■年齢別入所者数の推移（年度末：B）

年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減
0歳	57人	71人	72人	77人	70人	13人
1歳	104人	89人	93人	81人	81人	▲23人
2歳	106人	117人	97人	100人	80人	▲26人
3歳	103人	116人	121人	103人	103人	0人
4歳	126人	106人	118人	124人	103人	▲23人
5歳	130人	127人	107人	130人	122人	▲8人
合計	626人	626人	608人	615人	559人	▲67人
待機児童	9人	0人	0人	0人	0人	▲9人

※各年度3月1日時点、市外受託児童は除く。「増減」は令和5年度から令和元年度の値を減算したもの

■年間増減（B－A）

年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳	25人	44人	47人	39人	43人
1歳	3人	4人	2人	2人	1人
2歳	▲5人	1人	0人	1人	▲4人
3歳	0人	1人	2人	3人	2人
4歳	0人	0人	2人	3人	▲1人
5歳	▲1人	1人	0人	12人	▲1人
合計	22人	51人	53人	60人	40人

●具体的取組

- ①今後の出生数や保育に対するニーズ量の変化に伴う保育園の在り方について、市民や関係者との意見交換の場を設け、調整を進めていきます。なお、公立保育園については上山市の公共施設等総合管理計画に基づき、現在の2園から1園に集約します。
- ②今後の児童数減少を見越し、公立保育園の低年齢児化（0歳児～2歳児）に特化した保育事業を廃止し、入所調整を図ります。
- ③開園時間の繰り上げについて園間の調整を進め、準備が整った園から順次実施していきます。

② 2号認定・3号認定とは…

2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望するこども
2号認定 (教育希望)	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等により、幼稚園等での保育を希望するこども
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望するこども

●量の見込みと確保方策

(人)

		令和7年度				
		2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み (A)		24人	284人	25人	70人	100人
確保方策	自市町村施設	0人	314人	65人	83人	97人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	7人	0人	2人	4人
	幼稚園及び預かり保育、 一時預かり事業、幼稚園の 長時間預かり運営費支援事業	24人	0人	0人	0人	0人
	計 (B)	24人	321人	65人	85人	101人
供給と需要の差 (B - A)		0人	37人	40人	15人	1人

		令和8年度				
		2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み (A)		24人	287人	24人	72人	69人
確保方策	自市町村施設	0人	304人	62人	85人	86人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	7人	0人	3人	3人
	幼稚園及び預かり保育、 一時預かり事業、幼稚園の 長時間預かり運営費支援事業	24人	0人	0人	0人	0人
	計 (B)	24人	311人	62人	88人	89人
供給と需要の差 (B - A)		0人	24人	38人	16人	20人

		令和9年度				
		2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み (A)		22人	257人	24人	70人	78人
確保方策	自市町村施設	0人	295人	59人	82人	88人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	7人	0人	2人	3人
	幼稚園及び預かり保育、 一時預かり事業、幼稚園の 長時間預かり運営費支援事業	22人	0人	0人	0人	0人
	計 (B)	22人	302人	59人	84人	91人
供給と需要の差 (B - A)		0人	45人	35人	14人	13人

		令和10年度				
		2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み (A)		20人	246人	24人	68人	75人
確保 方策	自市町村施設	0人	291人	59人	79人	86人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	6人	0人	2人	3人
	幼稚園及び預かり保育、 一時預かり事業、幼稚園の 長時間預かり運営費支援事業	20人	0人	0人	0人	0人
	計 (B)	20人	297人	59人	81人	89人
供給と需要の差 (B - A)		0人	51人	35人	13人	14人

		令和11年度				
		2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み (A)		19人	227人	24人	66人	75人
確保 方策	自市町村施設	0人	284人	56人	79人	83人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	6人	0人	2人	3人
	幼稚園及び預かり保育、 一時預かり事業、幼稚園の 長時間預かり運営費支援事業	19人	0人	0人	0人	0人
	計 (B)	19人	290人	56人	81人	86人
供給と需要の差 (B - A)		0人	63人	32人	15人	11人

●3歳未満児の保育利用率

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳未満児の総数 (A)	320人	295人	304人	298人	293人
確保方策 (B)	251人	239人	234人	229人	223人
保育利用率 (B/A)	78.4%	81.0%	77.0%	76.8%	76.1%

2-4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

(1)外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等のいわゆる外国につながる幼児の増加が今後見込まれるなか、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、当該保護者及び児童、受入先である教育・保育施設等に対応した支援方策を検討していきます。

(2)幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育の質の確保、向上の取組は、ますます重要となっていることから事業実施者及び子ども・子育て会議の意見も踏まえ、地域の実情に応じた質の向上に向けて次の事項について検討し、こどもたちがどの施設、事業を選択しても質の高い教育・保育が提供され、切れ目のない支援が図られるよう体制の充実に努めます。

■ア 認定こども園・幼稚園・保育園と小学校等との円滑な接続

幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎やその後の小学校教育の基盤を培う重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育園は、幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めていきます。

■イ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質向上

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭及び保育士を対象とした外部機関が開催する研修への参加を促し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

■ウ 児童施設職員の労働環境の改善

職員の賃金アップによる処遇改善を図るとともに、労働環境への配慮について検討していきます。

■エ 指導監査・評価等に基づく運営の実施と改善

教育・保育施設の運営を行う者に対する適切な指導監督、評価等を実施するとともに、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善に努めてまいります。

■オ 保育園等ICT化事業の推進

保育業務の効率化によってより質の高い保育を提供し、こどもたちの健やかな成長につなげるため、さらなる保育業務のICT化（保護者への連絡ツール、入退園時刻管理、午睡チェック、帳票管理等）と活用を推進してまいります。

■カ 保育料の無償化に向けた段階的負担軽減

国の幼児教育・保育の全額公費負担に基づき、3歳以上の児童及び3歳未満の市民税非課税世帯の児童の保育料を全額公費負担します。また、県との連携事業や市独自の施策として、保育料の負担軽減を図ります。

■キ 加配児童への対応

増加傾向にある加配児童について、適切な保育を図り、児童の健やかな成長につなげるため、専門職等からアドバイスを受け保育を実施してまいります。

■ク 特色ある保育所づくりへの対応

各園の保育方針に基づき、創意ある保育活動をとおして、魅力ある保育所づくりを推進するための事業に対して支援してまいります。

■ケ 外国語体験の充実

就学前の早い段階から外国語に触れ、異文化を体験する機会を創出いたします。

(3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

子育てのための施設等利用給付の実施について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討及び対応を行います。

3 地域における子育て支援サービスの充実

こどもと子育て家庭等を対象とする事業として、本計画に基づき、以下の地域子ども・子育て支援事業（需要量と確保内容の設定）を実施します。

3-1 地域子育て支援拠点事業【「めんごりあ」0～2歳児の利用】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

●現状

地域子育て支援拠点事業は、総合子どもセンター「めんごりあ」で実施している事業であり、平成30年5月の二日町プラザへの移設に併せ、運営について指定管理者制度を導入しています。

育児相談、保護者同伴での遊び場の提供等をとおして、育児に係る悩みや負担軽減を図り、総合的な子育て支援を実施しています。

■総合子どもセンター「めんごりあ」の利用状況（年間延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全年齢	27,573人	25,921人	44,289人	86,652人	85,000人
うち0～2歳	7,126人	5,429人	8,642人	16,250人	15,950人

●課題

- ①子育てに関する幅広い情報の提供、相談・支援機能の充実が求められています。
- ②施設の内容や各種講座、イベントの開催等について、市民に十分にPRされていない面があり、さらに周知に努める必要があります。
- ③近隣自治体においても同様の施設があり、より差別化等が求められます。

●具体的取組

- ①各種講座やイベント、育児に係る助言等の充実を図り、子育ての不安感の解消、こどもの健やかな育ちを支援します。
- ②各種講座、イベントの開催等について、子育て世代からのニーズが多いSNSを活用して、周知・PRに努めます。
- ③施設の特徴を活かしつつ、民間事業者による運営のノウハウや自主事業を実施し、事業の充実を図ってまいります。

●量の見込みと確保方策(0～2歳)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 み の 量	年間延べ利用者数 (A)	14,664 人日	13,518 人日	13,931 人日	13,656 人日	13,427 人日
	施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
方 確 保 策	年間延べ利用者数 (B)	14,664 人日	13,518 人日	13,931 人日	13,656 人日	13,427 人日
	施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
過不足 (B - A)		0	0	0	0	0

3-2 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難である児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

●現状

子育て応援プラン策定当時のニーズ調査結果では、保護者が家庭で養育できない際には、親族・知人等で対応できていることもあり需要も少なく事業を実施しておりませんでした。近年の核家族化の進行や働く祖父母が増加していることもあり、親族・知人等を頼れなくなっている状況にあります。

●課題

利用見込者数は限られますが、核家族化等の進行のほか、産後うつ等で、保護者による乳幼児への虐待リスクが高まる場合にも対応できるよう新たなセーフティネットとして制度を整備していく必要があります。

●具体的取組

保護者が家庭で養育できない場合でも、児童の安全と権利を守り、保護者も安心して生活ができるよう引き続き、児童養護施設等と連携し実施してまいります。

●量の見込みと確保方策(ショートステイ)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日	3 人日
確保方策 (B)	4 人日	4 人日	4 人日	4 人日	3 人日
過不足 (B - A)	0	0	0	0	0

●量の見込みと確保方策(トワイライトステイ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
確保方策 (B)	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
過不足 (B - A)	0	0	0	0	0

3-3 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

●現状

総合子どもセンター「めんごりあ」内に窓口を設置し、利用会員と協力会員をマッチングし、子育て支援に係るニーズに柔軟に対応できるよう努めています。

会員数が固定化しており、児童に係る施設への送迎が主たる支援内容となっています。

■利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数		261 件	207 件	211 件	252 件	252 件
内 就学児		175 件	180 件	210 件	216 件	222 件
内 未就学児		86 件	27 件	1 件	36 件	30 件
会員数	利用会員	270 人	272 人	277 人	282 人	282 人
	協力会員	40 人	41 人	40 人	40 人	40 人
	両方会員	19 人				
	合計	329 人	332 人	336 人	341 人	341 人

■活動促進助成金交付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	33 人	25 人	27 人	39 人	39 人
助成額	92,325 円	57,150 円	66,900 円	79,050 円	79,050 円

■支援内容・件数

支援内容	件数	割合
児童施設への送迎	36件	14%
習い事等の送迎等援助	15件	6%
支援学校等への送迎	201件	80%

※児童施設とは、保育園、認定こども園、放課後児童クラブのこと

●課題

- ①定例的に実施している協力会員、両方会員を対象とした研修を充実し、資質向上を図り、より安心して預けられる体制づくりを進める必要があります。
- ②制度の活用促進を図るため、会員相互が抱える課題の抽出を行い整理する必要があります。
- ③利用者が固定化しており、また、市民意識調査結果からも、当該事業の認知度が低いことから、さらに周知に努める必要があります。

●具体的取組

- ①総合子どもセンター「めんごりあ」内に事務局を置き、柔軟な運営体制のもと、会員相互の援助活動の効果的な利用調整の検討やアンケート調査を行います。
- ②会員の増に努めるとともに、援助会員（協力及び両方会員）を対象とした研修の充実により、資質向上を図ってまいります。
- ③子育て世代からのニーズが多いSNSを活用して、周知・PRに努めます。

●量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	198人日	183人日	175人日	168人日	157人日
確保方策（B）	198人日	183人日	175人日	168人日	157人日
過不足（B－A）	0	0	0	0	0

※就学児のみ

3-4 一時預かり事業

(1) 幼稚園における在園児を対象とした事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園・幼稚園で、一時的に預かり必要な保護を行う事業

●現状

幼稚園在園児の減少に伴い、2つの民間立認定こども園（幼稚園枠）で一時預かりを実施しています。

■一時預かりの状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園在園児		5,063 人日	4,441 人日	2,027 人日	1,170 人日	1,250 人日
内訳	かしのき幼稚園お日さま	4,797 人日	4,131 人日	1,772 人日	1,098 人日	1,230 人日
	上山幼稚園・アイキッズ	266 人日	310 人日	255 人日	72 人日	20 人日

●課題

民間立認定こども園（幼稚園枠）における預かり保育については、共働き家庭の増加等、就労環境の変化により、長期休暇中も含めた利用ニーズが多様化しています。

●具体的取組

現在の認定こども園かしのき幼稚園お日さま及び認定こども園上山幼稚園・アイキッズで対応が可能であることから、現行体制での運営を継続します。

●量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み	延べ利用量 (A)	1,278 人日	1,278 人日	1,157 人日	1,099 人日	1,011 人日
	施設数	2 施設				
方確保	延べ利用量 (B)	1,278 人日	1,278 人日	1,157 人日	1,099 人日	1,011 人日
	施設数	2 施設				
過不足 (B - A)		0	0	0	0	0

(2)その他の児童を対象とした事業(上山あい保育園・総合子どもセンター「めんごりあ」)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、理由を問わず主として昼間において、保育所・地域子育て支援拠点で、一時的に預かり必要な保護を行う事業

●現状

上山あい保育園と総合子どもセンター「めんごりあ」の2施設で実施しております。総合子どもセンター「めんごりあ」では、指定管理者での主催事業である講座・レッスン等に伴う一時預かりも実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で一時は利用者が減少していましたが、近年は回復傾向にあります。

■一時預かりの状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
その他の児童		550 人日	434 人日	615 人日	809 人日	809 人日
内訳	上山あい保育園	167 人日	118 人日	64 人日	42 人日	42 人日
	総合子どもセンターめんごりあ	383 人日	316 人日	551 人日	767 人日	767 人日

●課題

当該2施設における預かり保育についても、共働き家庭の増加等、就労環境の変化により、長期休暇中も含めた利用ニーズが多様化しています。

また、当該事業の認知度が低いことから、さらなる周知に努める必要があります。

●具体的取組

- ①これまでの実績等からも、現行の上山あい保育園と総合子どもセンター「めんごりあ」で対応が可能であることから、現在のサービスを維持します。
- ②総合子どもセンター「めんごりあ」における一時預かりについては、指定管理者での主催事業である講座・レッスン等に伴う一時預かりの増加を見込んでいるため、さらなる運営体制を充実し対応していきます。
- ③総合子どもセンター「めんごりあ」の対象年齢に、新たに0歳2か月から生後6か月未満の乳幼児を加えます。
- ④子育て世代からのニーズが多いSNSを活用して、周知・PRに努めます。

●量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込みの量	延べ利用量 (A)	662 人日	638 人日	613 人日	591 人日	561 人日
	施設数	2 施設				
方確保策	延べ利用量 (B)	662 人日	638 人日	613 人日	591 人日	561 人日
	施設数	2 施設				
過不足 (B - A)		0	0	0	0	0

3-5 時間外保育(延長保育)事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する事業

●現状

現在、全6施設で実施しており、私立認定こども園及び私立保育園4施設では月～金曜日は午前7時30分から午後7時まで（午後6時30分から午後7時までが延長保育）、土曜日は午前7時30分から午後6時30分までの保育を行っています。また、公立保育園2施設では令和3年4月から開園時間を午前7時30分から午前7時15分に繰り上げており、その分延長保育時間が長くなっております。

■時間外保育（延長保育）事業の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数		180 人	165 人	142 人	108 人	108 人
内訳	かしのき幼稚園お日さま	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	上山幼稚園・アイキッズ	29 人	11 人	8 人	9 人	9 人
	子供の城保育園	25 人	29 人	29 人	17 人	17 人
	上山あい保育園	31 人	34 人	33 人	25 人	25 人
	みなみ保育園	42 人	46 人	34 人	25 人	25 人
	しらさぎ保育園	48 人	45 人	38 人	32 人	32 人

●課題

市外に勤務している保護者の通勤時間等を考慮し、開園時間の繰り上げについて、時間外保育で対応を行うか等の検討をしていく必要があります。

●具体的取組

開園時間の繰り上げについて園間の調整を進め、準備が整った園から順次実施してまいります。

●量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 の 量	延べ利用者数（A）	105人	101人	97人	94人	89人
	施設数	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設
方 確 策 保	延べ利用者数（B）	105人	101人	97人	94人	89人
	施設数	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設
過不足（B－A）		0	0	0	0	0

3-6 病児保育事業

保護者が就労している家庭のこどもが病気で、自宅での保育が困難な場合の保育ニーズに対応するため、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

●現状

令和2年3月から、社会医療法人みゆき会の病院敷地内に病児保育事業を開始しました。また、令和3年4月から、山形連携中枢都市圏における病児・病後児保育施設の広域利用が開始されました。

■施設概要

施設名	設置運営者	定員	開設時間
かみのやま病児保育室 「ぽかぽか」	社会医療法人みゆき会	3名/日	月～金曜日 8:30～17:30

■病児保育事業の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	55人日	273人日	289人日	293人日	293人日

●課題

- ①病児保育室の設置運営者となる社会医療法人みゆき会を支援するとともに、病児保育室利用前の診察を行う医療機関との連携を強化していく必要があります。
- ②ニーズに対応するため、受け入れ体制の強化を図る必要があります。
- ③安定した事業運営を行うためには、子育て世代に周知・PRを行い、当該事業を認知・利用していただく必要があります。

●具体的取組

- ①事業者とともに、受け入れ拡大に係る検討をまいります。
- ②子育て世代からのニーズが多いSNSを活用して、周知・PRに努めます。

●量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 み	延べ利用者数（A）	258 人日	249 人日	239 人日	230 人日	219 人日
	施設数	1 施設				
方 確 策 保	延べ利用者数（B）	258 人日	249 人日	239 人日	230 人日	219 人日
	施設数	1 施設				
過不足（B－A）		0	0	0	0	0

3-7 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

●現状

市内には、全学区に6か所の放課後児童クラブが設置されており、民営3施設、公営3施設で運営しています。

また、令和2年4月からかしのき放課後児童クラブが開所され、認定こども園かしのき幼稚園お日さまを卒園した児童を対象に学区を越えての保育を実施しております。さらに、令和3年4月からは、市立放課後児童クラブ3施設を民間委託し運営しております。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

区分	施設名	設置運営者	設置場所	小学校区	定員	入所者数	入所率
民営	中川蔵王っ子 児童クラブ	中川蔵王っ子 児童クラブ協会	旧中川児童センター	中川小学校	35人	30人	85.7%
	あざみ 学童クラブ	あざみ学童クラブ 運営委員会	旧東児童館	宮川小学校	40人	44人	110.0%
	かしのき放課後 児童クラブ	学校法人 真和学園	認定こども園 かしのき幼稚園 お日さま	上山小学校 南小学校	40人	45人	112.5%
公営	上山児童館	上山市	上山小学校内	上山小学校	80人	77人	96.3%
	南児童センター		専用施設	南小学校	80人	86人	107.5%
	南児童センター分室		南小学校内		40人	44人	110.0%
合計					315人	326人	103.5%

※令和6年4月1日時点

■利用希望児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望児童数	298人	297人	319人	325人	326人
利用児童数	298人	293人	319人	325人	326人
中川蔵王っ子児童クラブ	33人	32人	39人	34人	30人
あざみ学童クラブ	45人	41人	39人	41人	44人
かしのき放課後児童クラブ	13人	24人	39人	46人	45人
上山児童館	78人	80人	79人	79人	77人
南児童センター	79人	78人	80人	82人	86人
南児童センター分室	40人	38人	43人	43人	44人

※各年度4月1日時点

■利用（希望）児童の年齢状況

学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減
1年生	108人	92人	90人	88人	98人	▲10人
2年生	92人	99人	92人	91人	84人	▲8人
3年生	62人	74人	89人	78人	75人	13人
4年生	20人	17人	33人	43人	44人	24人
5年生	9人	6人	9人	17人	16人	7人
6年生	7人	5人	6人	8人	9人	2人
合計	298人	293人	319人	325人	326人	28人

※各年度4月1日時点。「増減」は令和6年度から令和2年度の値を減算したものの

●課題

- ①利用児童数は増加傾向にあり、定員数を超過して入所している状況にあります。また、老朽化が進んでいる施設もあることから、各放課後児童クラブの実情に応じた環境整備等を行い、保育環境の維持、向上を図る必要があります。
- ②現在、小中学校の在り方に係る検討が進められており、小学校の余裕教室等の活用について具体的検討を進めることが難しい状況にあります。
- ③運営プログラムの充実を望むニーズを踏まえ、プログラムについて検討していく必要があります。

●具体的取組

- ①一時的な利用児童数の増加に対応するため、緊急対策事業として公立の放課後児童クラブを増設します。
- ②放課後児童の過ごす場所として保護者からの要望が強い小学校に児童の保育・活動スペースについては、小中学校の在り方に関する検討状況を見据えながら、学校施設に余裕教室等が発生した場合において、積極的な活用を随時、検討していきます。
- ③施設の老朽化については、適宜環境整備等を実施し、保育環境の維持、向上に努めます。
- ④当該事業に取り組む民間事業者を支援していきます。
- ⑤公立施設の保育時間の延長や運営プログラムの充実については、民間委託事業者と協議し、安定的な運営を継続していきます。

●量の見込みと確保方策(1～3年生)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 み の 量	利用者数 (A)	285 人	267 人	250 人	236 人	233 人
	施設数	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設
方 確 保	利用者数 (B)	285 人	267 人	250 人	236 人	233 人
	施設数	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設
過不足 (B - A)		0	0	0	0	0

●量の見込みと確保方策(4～6年生)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 み の 量	利用者数 (A)	65 人	61 人	57 人	54 人	53 人
	施設数	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設
方 確 保	利用者数 (B)	65 人	61 人	57 人	54 人	53 人
	施設数	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設
過不足 (B - A)		0	0	0	0	0

●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和11年度までの目標事業量・実施計画

現在、小中学校の在り方について検討を進めているため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室についても小中学校の在り方に関する検討の動向をみながら、適宜、関係機関及び関係各課等と実施場所や実施体制等の検討を行い、整備を図ります。

●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進に関する具体的な方策

すべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるように放課後児童クラブと放課後子ども教室の職員が打ち合わせをする場を設けます。

●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

小学校の全面的な協力のもと、既に小学校内で事業を実施している放課後児童クラブもありますが、今後も教育委員会と子ども子育て課の担当者が小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、具体的な活用方法について協議を行います。

●放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後児童クラブを所管する子ども子育て課と、放課後子ども教室を所管する教育委員会との間で、両事業の実施状況・課題等について情報共有を図ります。

●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な支援や配慮を必要とする児童については、職員の加配や小学校関係者、家庭児童相談員等と連携し対応します。ただし、職員の加配については全体の児童の状況を踏まえ判断します。

また、当該児童についての情報を共有し、必要に応じ専門機関や障害児通所支援事業所等の関係機関と連携して適切に対応します。

3-8 利用者支援事業(第2期上市市母子保健計画より)

妊産婦やその家族からの相談に対し保健師等が相談支援を行うほか、児童虐待予防の観点から個々の家庭の実情に応じた相談支援を行う等、母子保健と児童福祉が連携・協働し、切れ目のない支援を行います。

●量の見込みと確保方策

こども家庭センター型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(B)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

3-9 乳児家庭全戸訪問事業(第2期上山市母子保健計画より)

産後間もない時期は、母親が心身ともに不安定な時期であるため、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、不安なく育児ができるように支援します。

●量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	101人	98人	97人	95人	93人
確保方策 (B)	101人	98人	97人	95人	93人
過不足 (B-A)	0	0	0	0	0

3-10 養育支援訪問事業(第2期上山市母子保健計画より)

乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、発達相談の実施等により把握した支援が必要な家庭に対し、対象者等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等、専門性を持った者が継続した支援を実施します。

●量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	10人	9人	9人	8人	8人
確保方策 (B)	10人	9人	9人	8人	8人
過不足 (B-A)	0	0	0	0	0

3-11 妊婦健康診査(第2期上山市母子保健計画より)

安全で安心な妊娠・出産のために、適切な時期に妊婦健康診査が受診できるよう妊婦健康診査受診券を交付し、受診勧奨を行います。

また、妊婦健康診査の結果、何らかの異常が見つかった場合は、医療機関と連携を図りながら、適切な行動がとれるように指導を行っていきます。

●量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	135人	133人	129人	125人	121人
確保方策 (B)	135人	133人	129人	125人	121人
過不足 (B-A)	0	0	0	0	0

3-12 妊婦等包括相談支援事業(第2期上山市母子保健計画より)

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行い、継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援を行います。

●量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 み の 量	妊娠届出数	90件	88件	85件	83件	80件
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	合計面談回数(A)	270回	264回	255回	249回	240回
方 確 保	こども家庭センター	270回	264回	255回	249回	240回
	上記以外	0回	0回	0回	0回	0回
	合計(B)	270回	264回	255回	249回	240回
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

3-13 産後ケア事業(第2期上山市母子保健計画より)

産後ケアを希望する母子に対して、産後も安心して子育てができるように一定期間の宿泊や通所または訪問により心身のケア、育児指導等の支援を実施します。また、支援が必要な方に情報が届くよう周知を図るとともに、産後ケア事業を充実していきます。

●量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 み の 量	宿泊(ショートステイ)型	12人日	12人日	11人日	11人日	11人日
	通所(デイサービス)型	37人日	36人日	35人日	34人日	33人日
	居宅訪問(アウトリーチ)型	17人日	17人日	16人日	16人日	15人日
	合計(A)	66人日	65人日	62人日	61人日	59人日
方 確 保	宿泊(ショートステイ)型	12人日	12人日	11人日	11人日	11人日
	通所(デイサービス)型	37人日	36人日	35人日	34人日	33人日
	居宅訪問(アウトリーチ)型	17人日	17人日	16人日	16人日	15人日
	合計(B)	66人日	65人日	62人日	61人日	59人日
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

3-14 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

●量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	20 人日	19 人日	19 人日	18 人日	17 人日
確保方策 (B)	20 人日	19 人日	19 人日	18 人日	17 人日
過不足 (B - A)	0	0	0	0	0

3-15 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、教育・保育給付を受けていない者を対象として、月一定時間までの枠のなかで、時間単位で柔軟に通園できる事業です。本市では現時点において、実施しておりませんが、国等の動向を踏まえ、適宜対応してまいります。

●量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み (A)	14 人日	14 人日	13 人日	13 人日	13 人日
	確保方策 (B)	—	14 人日	13 人日	13 人日	13 人日
	過不足 (B - A)	—	0	0	0	0
1歳	量の見込み (A)	14 人日	16 人日	16 人日	15 人日	15 人日
	確保方策 (B)	—	16 人日	16 人日	15 人日	15 人日
	過不足 (B - A)	—	0	0	0	0
2歳	量の見込み (A)	12 人日	9 人日	10 人日	9 人日	9 人日
	確保方策 (B)	—	9 人日	10 人日	9 人日	9 人日
	過不足 (B - A)	—	0	0	0	0

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定です。

3-16 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

●量の見込みと確保方策

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	10人	9人	9人	9人	8人
確保方策 (B)	10人	9人	9人	9人	8人
過不足 (B-A)	0	0	0	0	0

3-17 その他の施策

(1)魅力的な雇用環境の創出

若者が生まれ育った本市に住み続け、また新たな若者に住んでもらうためには、魅力的な雇用環境があり、生活の基盤を築けることが必要不可欠です。

詳細は、「第8次上山市振興計画」及び「第3期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定めます。

(2)良好な生活環境の充実・仕事と子育ての両立に向けた働き方の実現

子育て世代が、本市に住み続けていくためには、家族で暮らせる良好な住宅や日用品等の買い物ができる生活環境の充足が必要です。また、仕事と家庭、子育てを両立させるワーク・ライフ・バランスを実現していくことも重要になってきます。

詳細は、「上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画」に定めます。

(3)第2期上山市母子保健計画に記載されている取組

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、こどもの健やかな成長のために切れ目のない乳幼児健康診査を実施するとともに、こどもの健康づくりや地域における子育て支援体制づくり等を行います。

詳細は、「第2期上山市母子保健計画」に定めます。

(4) 上山市こどもの貧困対策推進計画に記載されている取組

家庭内の困り事等への支援体制と広報周知の強化やこどもの教育・保育に対する支援を行います。また、生活の安定に向けた支援や就労の支援、経済的な支援等に取り組みます。

詳細は、「上山市こどもの貧困対策推進計画」に定めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

1-1 多様な主体との連携・協働

こどものライフステージに合わせた切れ目のない支援や健やかな成長を、地域や社会全体で支える環境を築くためには、行政だけでなく、市民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等、子育て支援に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協働していくことが大切です。そのため、国や山形県、近隣市町村との連携強化を図るとともに、地域や子育て支援に携わる事業者、関係機関等との連携・協働体制の充実を図ります。

また、本計画の取組を適切かつ効果的に実施していくためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討等が行える体制づくりが重要となるため、子育て支援に限らず、様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携体制の構築に努めます。

加えて、こども自身の意見を本計画の取組に反映し、より良いものとしていくことが重要であるため、こどもたちの意見を聞く機会を設けます。

1-2 計画の周知

本計画をより実効性の高いものとしていくためには、社会全体でこどもを育てるという意識を醸成し、共通認識としていくことが重要です。

そのため、市民や地域を始め、子育て支援に関わる様々な主体に向けて、子育て支援に対する考え方や本計画の目指す方向性等について、市のホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。また、市の子育て支援サービスを活用することで子育ての負担軽減等につながるよう、利用者視点での情報発信・提供に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

本計画では、子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する各種団体の関係者、学識経験者等で構成する「上山市子ども・子育て会議」において適宜、点検・評価を行います。また、その結果を公表するとともに、必要に応じて確保方策等の改善・調整等を行います。

資料編

1 計画策定の経過

実施日	会議名称等	内 容	
令和6年	7月24日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 策定方針、スケジュール等について 第3期上山市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第3期計画」と表記）策定に係るニーズ調査について
	8月1日	第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 会長の選出について 会長職務代理者の指定について 策定方針、スケジュール等について 第3期計画策定に係るニーズ調査の実施について
	8～9月	ニーズ調査実施	<ul style="list-style-type: none"> 就学前及び小学生児童約1,700人の保護者に対し、インターネット調査
	10月29日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールの変更について 「かみのやま子育て応援プラン」の振り返り・評価について 第3期計画骨子（案）について ニーズ調査結果（速報値）について
	11月8日	第2回子ども・子育て会議	同上
	12月26日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画策定のためのニーズ調査結果について 第3期計画（案）について
令和7年	1月14日	第3回子ども・子育て会議	同上
	1月22日 ～ 2月10日	パブリックコメント募集	<ul style="list-style-type: none"> 市報及び市ホームページ等で募集
	1月29日	山形県への計画（案）の協議	子ども・子育て支援法第61条第9項の規定に基づく計画（案）の協議
	2月26日	第4回策定委員会 （書面開催）	パブリックコメント及び第3期計画（案）における県協議の結果について
	2月26日	第4回子ども・子育て会議 （書面開催）	同上
	3月14日	山形県への計画の提出	子ども・子育て支援法第61条第10項の規定に基づく計画の提出

2 上山市子ども・子育て会議 委員名簿

役 職	職名等	氏名（敬称略）
会 長	山形大学 地域教育文化学部 准教授	本島 優子
委 員	上山市小・中学校長会 副会長	吉田 健志
委 員	一般社団法人上山市医師会 副会長	安藤 常浩
委 員	上山市商工会 青年部副部長	菅野 裕太
委 員	上山市公民館長連絡協議会 本庄地区公民館長	金子 啓助
委 員	上山市民生児童委員連合協議会 理事	木村 容子
委 員	社会福祉法人上山市社会福祉協議会 主任兼主任相談支援員	加藤 律子
委 員	株式会社リニエR（リニエプラッツかみのやま） 管理者	中川 照子
委 員	上山市保育園保護者会連絡協議会 会長	清野 大鉄
委 員	上山市P T A連合協議会 副会長	尾形 純
委 員	あざみ学童クラブ 事務局長	木村 英一
委 員	中川蔵王っ子児童クラブ 事務局長	立花 厚子
委 員	子供の城保育園 園長	齊藤 勝
委 員	上山あい保育園 園長	板垣 由紀子
委 員	認定こども園かしのき幼稚園お日さま 園長	齊藤 直子
委 員	認定こども園上山幼稚園・アイキッズ 園長	亀井 隆信
委 員	みなみ保育園 園長	榎 亜都子
委 員	上山市総合子どもセンターめんごりあ 支配人	二瓶 浩佳
委 員	かみのやまこども食堂かえる家 代表	萩生田充知子

3 策定委員会 委員名簿

役職	職名	氏名	備考
委員長	副市長	鈴木 英夫	
副委員長	教育長	横戸 隆	令和6年10月9日まで
		加藤 洋一	令和6年10月10日から
委員	庶務課長	尾形 俊幸	
委員	市政戦略課長	富士 英樹	
委員	財政課長	鈴木 直美	
委員	健康推進課長	漆山 徹	
委員	福祉課長	高橋 睦美	
委員	子ども子育て課長	鈴木 淳子	
委員	商工課長	木村 昌光	
委員	農林夢づくり課長	伊藤 智彦	
委員	建設課長	横戸 利平	
委員	教育企画課長	高橋 秀典	
委員	学校教育課長	西田 浩	
委員	生涯学習課長	舟越 信弘	

役職	職名	氏名	備考
事務局	子ども子育て課 副主幹兼子育て政策係長	猪倉 司	
事務局	子ども子育て課 子育て政策係 主査	鈴木 雅俊	

第3期上山市子ども・子育て支援事業計画

発行：上山市 子ども子育て課
〒999-3192
山形県上山市河崎一丁目1番10号
TEL:023-672-1111(代表)